

## 阿智村宿泊税骨子に係るパブリックコメントの結果

	意見(要旨)	意見に対する村の考え方
1	<p>部屋タイプ、曜日、部屋人数、料理など数百通りのパターン等があるなか、課税の内容に関してシンプルでないと対応が難しい。</p> <p>簡素に対応できることを考えると県が以前に案として示した免税点 3000 円(食事相当を除く宿泊分・税前)であれば、ほぼ全ての宿泊客が対象になるため、プランの準備、料金表示、予約、お客様への説明、精算がスムーズになり、会計システムの仕様変更の範囲も限定的となる。また、村の税収も増加する。</p> <p>県税分 6000 円の基準人数は月末に各施設が報告することで問題はないと考える。</p>	<p>既に決定されている長野県宿泊税が免税点 6,000 円ですので、村宿泊税だけ免税点を変更することで、特別徴収義務者である宿泊事業者の申告の負担が増大し事務が煩雑となるため、村としては県に合わせて 6,000 円の免税点とすることを考えています。</p>
2	<p>免税点について、以前、県が案として示した免税点 3000 円であれば、ほぼ全てのお客様が対象になる為、料金表示、予約、お客様への説明、精算等がスムーズになり、会計システムの仕様変更の範囲も限定的に、観光財源としても税収が増えると思われる。</p>	

意見募集期間:令和 7 年 4 月 30 日(水)～令和 7 年 5 月 13日(火)

意見提出方法:郵送、ファクシミリ、電子メール

提出意見総数:2 件(提出者数:2 人)